

第3章

進出における拠点形態を要検討 フィリピン進出時における 法規制の留意点

One Asia 法律事務所
弁護士 難波 泰明

【この章のエッセンス】

- フィリピン進出にあたっては、業種やビジネス形態に応じて外資規制や最低資本金要件を確認する必要がある。
- 第12次ネガティブリストにより、特定の業種では外国資本の出資比率に制限があるため、事前の確認が重要となる。
- 現地法人、支店、駐在員事務所など、事業内容に応じた適切な拠点形態の選定と設置の要否を検討することが求められる。

はじめに

フィリピンでは、広範な業種を対象とした外資規制、最低資本金要件

が課されているため、これらに留意したうえで、フィリピンでの事業形態、ビジネスモデルを検討のうえ、進出形態を検討する必要がある。

外資規制

フィリピンは広範な業種を対象に外資規制が敷かれており、外国資本による国内投資に関して最低資本金や投資額の要件を課すなど、比較的厳しい外資規制がされている。まずは、近年の外資規制の動向を踏まえつつ、進出する際の業種や形態について外資規制の対象となっているかを確認することが必要である。

(1) 国内市場企業と輸出系企業

フィリピン進出に際して必ず検討

しなければならない外資規制の1つが、国内市場企業と輸出系企業の種別である。輸出系企業とは、その生産量・取引量の60%以上を輸出している企業であり、国内市場企業とは、その生産量・取引量の輸出割合が60%を下回る企業をいう。

フィリピンでは、国内市場企業に対して広範な外資規制が敷かれており、払込資本金が20万USDを下回る中小国内市場企業に対しては、外国資本は40%までしか出資できない。ただし、次のいずれかに該当する場合、中小国内市場企業に対する外資規制の条件が緩和され、10万USDの払込資本金により外国資本による100%出資が認められる。

(i) DOST(科学技術省)が定める

- (ii) 先端技術に従事する企業
 - (ii) スタートアップ企業またはスタートアップイネーブラーとして承認された企業
 - (iii) 直接雇用の従業員の過半数がフィリピン人であり、かつ15人未満でない企業
- この国内市場企業への外資規制は、後述するネガティブリストのリストBに掲載されているが、フィリピン進出を検討するうえで必ず直面する要件であり、最低資本金の要件は特に重要な考慮要素となることから、まずは自社のビジネスモデルが輸出系企業に該当するかを検討することが肝要である。フィリピンに製造工場、IT開発拠点などを設置し、製品・サービスを主に輸出する形態であれば輸出系企業に該当する可能性がある。
- なお、輸出割合が70%以上の場合にはPEZA(経済特区庁)に登録することにより税制上の恩典を受けることも可能である。

(2) 第12次ネガティブリスト

次に、国内市場企業と輸出系企業のいずれについても、2020年3月2日改正外国投資法(Foreign